

令和7年2月5日

第2回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 2 号

令和 7 年 第 2 回 定例会

日時：令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 2 時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	丹 羽 恵 玲 奈
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代
委 員	福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	吉 田 雄 大
教育総務課長	熱 田 直 道
学務課長	中 川 景 司
教育推進部副参事	宮 原 直 務
教育指導課長	山 岸 健
教育施策推進担当課長	藤 咲 秀 修
児童青少年課長	鈴 木 大 助
教育センター所長	木 口 正 和
真砂中央図書館長	猪 岡 君 彦

「書記」

庶務係長	大 川 育 子
庶務係主事	星 考 貴

令和7年

第2回教育委員会定例会

令和7年2月5日（水）午後2時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 坪井節子委員

第1 議事録の承認

議事録第13号（令和6年第12回定例会）

第2 議案の審議

第8号議案 「第2回東京大学ものラボワークショップ」の後援名義の使用について

第9号議案 令和6年度学校保健・学校給食に関する表彰について

第10号議案 文京区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

第11号議案 幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令

第12号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

第13号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第14号議案 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

第15号議案 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

第16号議案 文京区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程の一部を改正する訓令

第17号議案 文京区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

第18号議案 文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

第19号議案 文京区学校職員健康情報等の取扱規程の一部を改正する訓令

第20号議案 文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令

第21号議案 文京区教育委員会服務監察規程の一部を改正する訓令

第3 報告事項

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) 令和7年度文京区教育委員会主要施策について | (資料第1号) |
| (2) 文京区立小学校教室等増設における民間施設の活用について | (資料第2号) |
| (3) 令和6年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について | (資料第3号) |
| (4) 学校運営協議会設置校の指定について | (資料第4号) |
| (5) 育成室及び都型学童クラブの新規開設について | (資料第5号) |
| (6) 白山東児童館改修工事に伴う対応について | (資料第6号) |
| (7) 新たな青少年プラザの基本計画(案)について | (資料第7号) |
| (8) 中高生居場所事業「AQUABASE(アクアベース)」の実施について | (資料第8号) |
| (9) いじめの重大事態に係る対応について | (資料第9号) |

※報告事項(9)については、非公開になることが見込まれています。

第4 その他の事項

《参考資料》事業(行事)実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:00)

○丹羽教育長 では、定刻になりましたので、第2回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

今回は、一部 Web 会議形式をとっております。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、小川委員がオンラインでのご出席、そのほかの委員は対面でご出席いただいております。理事者は、宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

本日の議事録署名人ですが、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第13号（令和6年第12回定例会）

○丹羽教育長 それでは、議事日程に入ります。

第1、「議事録の承認」です。議事録第13号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、もし訂正の必要がございましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第8号議案 「第2回東京大学ものラボワークショップ」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 議案の審議の前に、本日の会議運営について、お諮りいたします。

議案のうち、第10号議案から第21号議案までの12議案が関連性の高い内容になっております。これらにつきまして、議案の提案説明と質疑は一括で行い、採決は個別に行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 また、今回は案件が多くなっておりますので、円滑な運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は14件です。

初めに、第8号議案「第2回東京大学ものラボワークショップ」の後援名義の使用について」です。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第8号議案、「第2回東京大学ものラボワークショップ」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は東京大学杉田研究室、東京大学ものラボ、代表者は杉田直彦でございます。事業名は「第2回東京大学ものラボワークショップ」、実施は令和7年3月1日（土）から3月2日（日）までの期間を予定しております。実施場所は東京大学工学部5号館4階でございます。

本事業は、参加者が異なる小学校・学年の仲間と協力し、1つのものづくりをする経験を通して、協働の中でのものづくりの楽しさを知ることを目的としております。

対象は小学校4年生から6年生、参加費は無料となっております。

このほか、資料といたしまして、活動概要、事業予算書等がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

○福田委員 確認ですが、これはいわゆる研究室の有志の皆さんという形で、いわゆる法人格とかを有している団体ではないという理解で合っていますか。

○教育総務課長 こちらは東京大学の研究室として申請をいただいております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○坪井委員 ピタゴラ装置とは何か、教えてください。

○教育総務課長 「ピタゴラスイッチ」というNHKの番組がございます。ピタゴラ装置というのは、例えばボールを転がして、それが自然の力でいろいろな仕掛けを通り抜けていくような仕組みで、それを行うことによって、物の重さとか、性質とか、重力とか、慣性とか、そういった物理の法則を体感的に学べる、そういった教育効果があると伺っています。

○坪井委員 こうしたものは、学校教育の中では普段なされていない教育なのですか。

○教育施策推進担当課長 教科の学習の中ではあまりやりませんが、総合的な学習の時間で一部取り扱ったり、学級活動の中で、一部お楽しみ会の一環としてやったり、あとは、図画工作の授業の中で似たような装置を作ったりという扱いはございます。

○坪井委員 そうすると、子どもたちは、こういうものがあると、割と関心を持って参加してくれる可能性があるものなのですね。

○教育施策推進担当課長 大変大好きで、ものづくりにも近いものがあります。しかも、結構考えたりする必要もあり、あとは協働的に仲間と意見やアイデアを出し合いながらやる活動がメインになりますので、子どもたちは大変興味関心を示して、楽しみながらやっていると思います。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 子どもたちにとって大変興味深いワークショップになるとは思いますが、定員が25名から30名と、それほど多くなくて、もし応募多数の場合は抽選になるということです。これで見ると後援は文京区だけということですが、抽選になったときに文京区の子どもたちが優先されるのかということはないのでしょうか。

○教育総務課長 抽選の際の優先は、特段ないと聞いております。

○清水委員 そうだと思いますけれども、せっかく文京区が後援するので、インフォメーションの方をしっかりとすることで、文京区の子にたくさん応募してもらえるといいんじゃないかなと思います。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第9号議案 令和6年度学校保健・学校給食に関する表彰について

○丹羽教育長 次に、第9号議案「令和6年度学校保健・学校給食に関する表彰について」でございます。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第9議案、令和6年度学校保健・学校給食に関する表彰につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

1の健康努力児童・生徒表彰候補者ですが、小学校6年生、中学校3年生を対象として、小学校59人、中学校26人の、計85人でございます。書面による表彰審査会を開催し、候補者として選定いたしました。

別紙1に学校名と候補者氏名を記載しております。なお、候補者氏名については、現在、推薦段階であることから、非公開とさせていただいております。そのため、傍聴の方にはこの資料はお配りしていませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に、2の学校保健優良校表彰でございます。表彰候補校は、小学校は3校で、明化小学校、昭和小学校、駒本小学校です。中学校は1校で、第八中学校でございます。同じく書面による表彰審査会を開催し、候補校として選定いたしました。

裏面の2ページをご覧ください。

次に、3の学校給食優良校表彰でございます。表彰候補校は第三中学校で、こちらも同じく書面による表彰審査会を開催し、候補校として選定いたしました。

別紙2から別紙4までは、それぞれの表彰要領を添付しております。

なお、令和3年度の文京区学校保健会総会において、当面の間、表彰は各学校で実施することが決定しております。

以上、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○坪井委員 恐らく、今はそういうことを考えないのだろうとは思いますが、各学校の候補は3人とか4人とかずつになっているようです。男女とかは、そのときの選考材料になっているのですか。名前を見ても、男子か女子かわからない。

○学務課長 学校で推薦してもらう際には、男性だから、女性だからということで、何か制限をかけたということはありません。基準に該当する児童・生徒ということで、推薦していただいているような状況でございます。

○坪井委員 そうすると、男子が3名とか女子が3名ということもあり得るということですね。

○学務課長 実際、各学校で推薦してもらうときには、こういうところを頑張った、こういうところを努力したということで選定していますので、性別がどちらかに偏ることもあるかと認識しております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

- 第 10 号議案 文京区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令
- 第 11 号議案 幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令
- 第 12 号議案 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令
- 第 13 号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令
- 第 14 号議案 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令
- 第 15 号議案 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令
- 第 16 号議案 文京区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程の一部を改正する訓令
- 第 17 号議案 文京区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令
- 第 18 号議案 文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令
- 第 19 号議案 文京区学校職員健康情報等の取扱規程の一部を改正する訓令
- 第 20 号議案 文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令
- 第 21 号議案 文京区教育委員会服務監察規程の一部を改正する訓令

○丹羽教育長 続きまして、第 10 号議案「文京区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令」、第 11 号議案「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令」、第 12 号議案「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」、第 13 号議案「学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令」、第 14 号議案「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」、第 15 号議案「学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」、第 16 号議案「文京区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程の一部を改正する訓令」、第 17 号議案「文京区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令」、第 18 号議案「文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令」、第 19 号議案「文京区学校職員健康情報等の取扱規程の一部を改正する訓令」、第 20 号議案「文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令」、第 21 号議案「文京区教育委員会服務監察規程の一部を改正する訓令」。第 10 号から第 21 号議案、これらの件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 10 号から第 21 号議案までの 12 議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、文京区立幼稚園型認定こども園条例の施行等に伴い、学校等の人事・給与・服務等に関する訓令について、規定の整備を行うものでございます。

まず、第 10 号議案、文京区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令ですが、改正内容については 8 ページからの新旧対照表をご覧ください。第 1 条及び第 16 条において、当該規程が及ぶ対象に幼稚園型認定こども園を加えるとともに、幼稚園型認定こども園の事案決定に係る別表を設けます。また、第 2 条、第 3 条、第 10 条及び第 11 条において、文言の整理を行います。

次に、第 11 号議案、幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する訓令ですが、新旧対照表のとおり、第 3 条において、幼稚園型認定こども園を加えます。

次に、第 12 号議案、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令ですが、新旧対照表のとおり、第 1 条及び第 3 条の表において、幼稚園型認定こども園を加えます。

次に、第 13 号議案、学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令ですが、新旧対照表のとおり、第 1 条において、文京区立幼稚園型認定こども園を加えます。

次に、第 14 号議案、学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令ですが、新旧対照表のとおり、第 1 条において、文京区立幼稚園型認定こども園を加えます。

次に、第 15 号議案、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令ですが、新旧対照表のとおり、第 1 条及び第 2 条第 4 項第 6 号において、文京区立幼稚園型認定こども園を加えます。

次に、第 16 号議案、文京区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程の一部を改正する訓令ですが、新旧対照表のとおり、第 2 条において、文京区立幼稚園型認定こども園を加えます。

次に、第 17 号議案、文京区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令ですが、新旧対照表のとおり、第 2 条において、文京区立幼稚園型認定こども園を加えるとともに、別表において、文言の整理を行います。

次に、第 18 号議案、文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令ですが、新旧対照表のとおり、第 1 条において、文京区立幼稚園型認定こども園を加えます。

次に、第 19 号議案、文京区学校職員健康情報等の取扱規程の一部を改正する訓令ですが、新旧対照表のとおり、第 2 条第 2 号において、文京区立幼稚園型認定こども園を加えます。

次に、第 20 号議案、文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令ですが、新旧対照表のとおり、第 1 条において、文京区立幼稚園型認定こども園を加えます。

最後に、第 21 号議案、文京区教育委員会服務監察規程の一部を改正する訓令ですが、新旧対照表のとおり、第 3 条において、文京区立幼稚園型認定こども園を加えるとともに、地方自治法の一部改正に伴い、第 4 条第 5 号において、引用する法律の条番号に係る規定を整備します。

いずれの議案も、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とします。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 以上の説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○坪井委員 全ての条例や訓令を調べるわけにはいかないのですが、大体表題を見ると何が書かれているかはおおよそ予想がつきます。

12 号議案だけ、職務専念義務免除の事務取扱規程があるということですが、この職務専念義務の免除に関する規程というのはどういうものなのかだけ教えていただけますか。

○教育総務課長 職員が、例えば休暇ではなく、一定の場合には年次有給休暇をとらずに職務に専念する義務を免除するということで、休暇を使わずに職場を離れられる、それがいわゆる職務専念義務の免除といえます。それについてのルールを決めているものがこの規程です。

○坪井委員 この議題から外れてしまうかもしれませんが、どういう場合にそういうことがあり得

るのですか。休暇を使わずに職務を離れるというのは。

○教育総務課長 例えばですが、人間ドックへ行ったり……。

○教育推進部長 一番わかりやすいのは、例えば選挙権を行使するときにそれをやるということもあります。

○丹羽教育長 公務員は、勤務時間中は職務に専念する義務がそもそもあって、それを免除するという形です。

○坪井委員 何で免除するのかなというのがわからない。

○丹羽教育長 業務ではないけれどということですかね。

○教育推進部長 先ほど教育長が申し述べたとおり、我々公務員全般には職務専念義務が課されています。ですので、勤務時間中は職務に専念しなければいけないという義務が生じます。

ただし、例えば、先ほど言ったように選挙ということで、どうしても職務が立て込んでいて、休日とかに行けない場合については、その義務を免除することによって、国民の権利たるそういったものについて、行使することができるというようなものが、いろいろな機会について定められているというものでございます。

○坪井委員 公務員の方は、そのたびに一々何か届け出を出すのですか。

○教育推進部長 細かい運用上のルールについては各自治体によって取り決めがあるかと思いますが、当然のことながら勝手にやることはできませんので、例えば上長である、我々教育委員会であれば各課の課長等に対してそういった申請を行い、その承認をもらってという形になります。

○丹羽教育長 休暇は私的な理由でとるものだけでも、職務専念義務の免除は、研修とか、職免ではない場合の研修もあるのですが、さっきあった人間ドックみたいなものとか、厚生計画に参加する場合とか、任命権者が認めたものになります。

ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいですね。

採決は個別にお諮りいたします。

まず、第10号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第11号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第12号議案について、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第13号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第14号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第15号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第16号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第 17 号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第 18 号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第 19 号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第 20 号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第 21 号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 第 10 号議案から第 21 号議案まで、お認めするということで決定させていただきます。ありがとうございました。

第 3 報告事項

(1) 令和 7 年度文京区教育委員会主要施策について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきますが、報告の前にお諮りしたい件がございます。

まず 1 つは、報告事項のうち (5) と (6)、また (7) と (8) は関連性の高い内容になっておりますので、これらにつきましては説明と質疑を一括で行いたいと思います。

それから、報告事項 (9) については「いじめの重大事態に係る対応について」となっております。文京区教育委員会会議規則第 12 条ただし書には、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と規定されており、本報告事項は個人情報を伴うため非公開としたいと思いますが、委員の皆さん、非公開でご異議ございませんか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。本日は 9 件ございます。

最初に、(1)「令和 7 年度文京区教育委員会主要施策について」。この件について、説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第 1 号、令和 7 年度文京区教育委員会主要施策について、ご説明いたします。

本区教育委員会におきましては、教育ビジョンや教育目標の実現に向けて、策定された教育指針にのっとり、毎年度、主要施策を定めて総合的に教育施策を推進しております。そして、主要施策の取組状況については、翌年度、事務局において点検・評価を行って、この教育委員会や議会に報告を行う、こういった流れで例年進めております。

続きまして、来年度の主要施策の内容についてご説明いたします。この中で、新規のものとかレベルアップなどを中心に、主なものについてご説明させていただきます。

まず、視点1については、①「新しい未来に向けた教育活動の推進」として、国際バカロレア機構等の協力を得て、教員研修やシンポジウムを実施してまいります。

視点2は、2ページが一番上、③「健康・体力の増進」です。区立中学校の部活動の地域移行に関する実施計画を策定し、地域移行に向けた準備を進めるとともに、休日の合同部活動の運営委託を試行的に実施いたします。

次の視点3は、①「家庭・地域と連携した学校・園づくり」で、地域学校協働本部による地域未来塾、これは有償ボランティアによる放課後の学習支援の取り組みですが、こちらの取り組みによりまして、子どもたちの学力の向上、学習習慣の定着を図ってまいります。

視点4です。3ページの③「子どもたちの課題に対する専門的アプローチ」といたしまして、スクールソーシャルワーカー、教員、スクールカウンセラーによる「チーム学校」としての不登校対策の充実、及び校内居場所（別室）対応指導員の配置拡充等により、児童・生徒の状況に応じた学びの環境を整備していきます。

最後に、2「図書館」では、ICT化の推進等による利便性の向上を引き続き図ってまいります。

資料第1号につきまして、説明は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○清水委員 先月のこの教育委員会で、バカロレアに関しての覚書の締結が3月に行われるということで、その前にある程度確認しておかなければならないことがあったという議論だったと思います。その後どうなったか、もしよろしければ教えてください。

○教育施策推進担当課長 覚書の中身の文言であったり、語尾の部分にひょっとしたら修正があるかもしれないと報告させていただいたと思いますが、今はまだ最終段階を迎えたところで確定したものにはなっておりませんが、こちらの教育委員会でご報告申し上げた内容からの変更はほとんどないと思います。改めまして、3月中には締結を終えまして、終えたものとして教育委員の方々にもご報告できるかと思えます。

○清水委員 前回のときは、もう少しはっきりさせておいたほうが良いようなことがあったような気がしておりますけれども、その辺は、覚書には含まれていないけれども、話は進めているという考えでよろしいでしょうか。

○教育施策推進担当課長 そちらもあわせて国際バカロレア機構とも、本部のジュネーブ、そしてジュネーブを代表する日本人の方もいるのですが、そちらを通して話を詰めているところでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○坪井委員 視点2の②「豊かな人間性の育成」のところ子ども権利条約を明示しておられることは大変評価したいと思いますが、どのような形で子どもたちにこの条約の内容を周知し、理解してもらい、実践してもらうのかというあたりをお聞きできればということが1つ。

もう一つは、3ページの③「子どもたちの課題に対する専門的アプローチ」で、NPOとの連携が出ています。どのようなNPOが対象になっているのか、教えていただければと思います。

○丹羽教育長 では、最初に子どもの権利のほうは。

○教育指導課長 子ども権利条約については、例えば1つ、生徒会サミットの議題として挙げら

れていて、そこで代表生徒が話す機会、それを人権を学習する時間で、例えば道徳とか学級活動の中で、クラスやグループで話したことを生徒会長が持ち帰ってサミットで話したという件もございました。

また、今後、区民の子どもたちにも、子ども・子育ての部署で広くアンケート等も実施していますので、そういったところでの声も上げられていますので、そういったことも通して、今後も人権を考える月間等で、学校のほうで学ぶ機会を設けてございます。

○教育センター所長 NPOとの連携については、現在、NPO法人カタリバというところで、実は青少年プラザの運営も受託している事業者であるのですが、こちらが開発したオンラインシステムを活用いたしまして、主にNPOが雇っているメンターという相談員に子どもたちが相談できたり、あるいはNPOが提供する学習教材を子どもたちが自分のパソコンなどで勉強できたり、そういった形で学校の教室以外でも大人と相談できたり学習できるような環境を作っているものでございます。

○坪井委員 どのくらいの子どもたちが利用しているかわかりますか。

○教育センター所長 今、小・中学生を合わせて、昨年末現在の数値ですが、17名の子どもたちが利用しております。こちらは令和5年度から始まった取り組みですが、大体昨年度1年間で10名前後、今年度、さらに10名弱ふえて、現在に至っているところでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。大丈夫ですか。ありがとうございました。

(2) 文京区立小学校教室等増設における民間施設の活用について

○丹羽教育長 では、次の報告事項(2)「文京区立小学校教室等増設における民間施設の活用について」です。説明をお願いします。

○教育推進部副参事 それでは、文京区立小学校教室等増設における民間施設の活用について、ご報告いたします。

1「概要」にございますとおり、区立小の児童数の増加に対しましては、これまでは既存校舎の改修や増築など、学校敷地の中で教室を確保してまいりましたが、あわせて学校近隣で活用可能な土地・建物等に関しての調査・協議も進めてまいりました。

このたび、窪町小近隣地に建設予定の民間施設に適地がございましたので、民間施設の賃借による教室等の増設に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2に記載した今回の対象物件ですが、所在地は大塚三丁目3番6、7、12号。こちらは別紙1に地図をつけております。別紙をご覧くださいと、案内図にあるとおり、窪町小学校とは間に区道を挟んで隣接する位置に7階建てのマンションの建設が予定されておまして、ここの1・2階部分を賃借することを考えております。

元の資料にお戻りいただきまして、3「活用内容」ですが、対象物件の1・2階、合わせて約1500平米を全て借り切りまして、1階を窪町小学校の特別教室、2階を育成室として活用する方向で、先方や学校等と協議を進めているところです。

4「今後のスケジュール(案)」ですが、3月までに所有者との間に賃貸借契約に向けた合意書を

交わした後、土地所有者によるマンション本体の設計・施工、またこれとできるだけ時期を重ねられるように、内装部分の設計・施工、こちらは区で行いまして、令和10年4月の供用開始を目指して進めてまいります。

ご説明は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○坪井委員 現在の状況に対しての案は、びっくりするような新しい案だと思ったのですが、マンションを所有している方から見たときの、子どもの数は、今は高止まりで減少していくようなことを私は伺っていたような気がしていて、いずれこうした場所が必要ではなくなってお返りするようになったときに、マンションとしての再活用みたいなことは可能な構造になっているのでしょうか。

○教育推進部副参事 そのあたりもマンションの所有者と協議しておりまして、マンション所有者としては、1・2階部分をテナントとして貸し出せるような形の中で、今回、区とのご縁がありましたので、一定期間、我々は今、15年から20年ぐらいということでご相談していますけれども、まず区のほうでお借りする方向で協議を進めているところでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 ちなみに、言ってみれば半恒久的な施設になるわけですね。過去にもこのように民間から施設を借りて区立の小・中学校を運営している例はあるのですか。

○教育推進部副参事 学校施設としては初めての試みにはなります。ただ、例えば中央大学の中に地域活動センターを設置するように、区の取り組みとしては民間施設の中でという取組事例はあると認識しております。

○教育推進部長 教育の中でも児童・青少年で、民間のところを借りて育成室をやっています。ですので、今回、先ほど副参事から説明があったとおり、学校の施設としては初めてですが、文京区あるいは文京区教育委員会においては、今までも行っている手法だどご理解いただければと思います。

○丹羽教育長 ほかにご質問、ご意見はありますか。

○清水委員 地図の、マンションにはなっていない11号ですか、ここにもし住民の方がお住まいだったら、その方のご理解とかはいかがでしょうか。

○教育推進部副参事 今後、協議が進みまして、実際にお借りすることになったときに、また近隣についてはご案内を進めていきたいと思いますが、現段階では、まだそこまでお話が進んでいないところでございます。

○丹羽教育長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(3) 令和6年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について

○丹羽教育長 それでは、次の報告事項の(3)に移りたいと思います。「令和6年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について」です。

○教育指導課長 それでは、資料第3号、令和6年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について、ご説明します。

文京区教育研究奨励事業実施要綱に基づき、区立幼稚園、小学校・中学校の教職員で優秀な研究成果を上げた者に対して、個人奨励として丹羽教育研究奨励賞を、グループ奨励として石黒教育研究奨励賞を授与するものです。

本日は、概要をご紹介します。

丹羽教育研究奨励賞の受給者は文京区立第八中学校、多久和真主幹教諭でございます。研究主題は「P P D A C サイクルを意識したデータの比較の授業設計 ～箱ひげ図の指導を通して～」となります。

本研究では、平成 29 年告示の学習指導要領で新たに導入された数学科第 2 学年の箱ひげ図の指導を通して、中学校段階における統計的な問題を解決するための素養を育成していくための授業設計と有用性の持たせ方について提案しています。本研究は、区内の数学科教育の授業改善に向けて参考にすることができる内容です。

続いて、石黒教育研究奨励賞ですが、受給者は文京区立本郷台中学校、加藤飛翔教諭・他 2 名のグループでございます。研究主題は「「指導と評価の一体化」の実現を目指して ～学ぶことの楽しさを実感させるために、生徒たちにどのような力を身に付けさせるか～」となります。

本研究は、学校経営方針にある「学ぶ楽しさを知り、夢や希望を育む学校」の実現に向けて、特にメタ認知や、主体的に学習に取り組む態度に焦点を当てながら、2 年間の実践をまとめたものになります。教科を越えて授業を担う機会の創出の工夫や、授業改善の視点を明確にし、学校組織として授業改善に向けた校内体制の構築を行った実践がまとめられております。

説明は以上でございます。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○坪井委員 研究主題の P P D A C というのは、私は勘違いしていたのですが、P D C A はよく使われていますが、P P D A C はまた別の話なのですか。何の省略なのかなというのが 1 つ。

もう一つは、現場でもものすごく忙しい先生方がこの研究をなさるといのは、どういう時間帯でどのようにやっていたらいいのか、実態を教えてくださいと思います。

○教育指導課長 確かに、P P D A C サイクルというのが小学校段階から求められているので、文面を中学校段階において統計的に問題を解決するための素養をこれまで以上に指導していくことが求められております。本研究では、問題、計画、データ、分析、結論という形の 5 つの段階からというサイクルになってございます。

○福田委員 違うみたいですね。

○丹羽教育長 P D C A とは違う。

○坪井委員 P D C A とは違って P P D A C なのですね。

○教育指導課長 もう一つですが、例えば授業研究の中では、ご自身の授業の中で単元に組み入れて研究を行えるようなことをやっているのですが、そのほかは、忙しいさなか、ご自身で放課後の時間を使ったり、研究授業を見に行ったりというようなご努力をされて積み重ねてきた研究の成果でございます。

○福田委員 略語の頭が全然違いました。Problem、Plan、Data、Analysis、Conclusion。

○丹羽教育長 ほかにご質問はありますか。

○福田委員 お恥ずかしいのですが、箱ひげ図って何ですか。また、丹羽教育研究奨励賞の丹羽というのは教育長のことですか。素朴な疑問ですが。

○丹羽教育長 では、箱ひげについて。

○教育指導課長 箱ひげ図というのは、簡単に言うと、箱形のグラフとグラフをひも状につないだものです。散布図といって統計をあらわすものですが、その箱の中に、簡単にご説明すると……。

○丹羽教育長 小川先生、わかりますか。

○小川委員 箱ひげ図は、統計をあらわすときに、その分布の、たしか4分の1を箱の中に入れて、その一番上と下を線で結んであげて、その分布のばらつきを示すのに使う統計的な手法というか、グラフみたいな感じですか。株とかのチャートみたいなものは四角と棒がついているかと思いますが、あのことを箱ひげ図といいます。

○教育指導課長 1つの箱の中に、範囲とか、中央とか、分布の配置とかのグラフが見えるようになっています。ちょっとわかりづらいのですが、箱と箱を線でつないでいるような図になっております。小川先生、そういった形でよろしいでしょうか。

○小川委員 そのとおりです。

○丹羽教育長 小川先生、ありがとうございます。福田委員、よろしいですか。

○福田委員 はい。

○丹羽教育長 ほかにご質問。

○教育指導課長 教育長、丹羽賞の件です。教育長のお名前ではなく、以前、文京区教育委員会の第6代教育委員長の丹羽博様に寄附をしていただいて、その功績をたたえてというところでやってございます。

○丹羽教育長 そういうことでよろしいでしょうか。

○福田委員 はい。

○丹羽教育長 ほかにご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

(4) 学校運営協議会設置校の指定について

○丹羽教育長 それでは、次の報告事項に参ります。(4)「学校運営協議会設置校の指定について」です。山岸課長、説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第4号により、学校運営協議会設置校の指定について、ご報告いたします。

本件は、文京区学校運営協議会規則及び文京区学校運営協議会の運営等に関する要綱に基づき、来年から新たに1校の指定を決定いたしました。

学校運営協議会は、保護者や地域住民などから構成され、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりするといった取り組みが行われます。学校運営協議会の主な役割としては、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べる、教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられる、の3つがあります。これらの活動を通じて保護者、地域の意見を反映させた学校運営を行っていくものでございます。

今回、林町小学校の1校から申請がございました。申請があった1校は、文京区教育委員会とし

ても学校・家庭・地域が一体となった、開かれた学校づくりをさらに進めていきたい方針です。そのため、現在指定している 12 校に加え、申請のあった林町小学校も指定することといたしました。

ご報告は以上でございます。

○丹羽教育長 それでは、この説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○坪井委員 学校運営協議会自体についてですが、いろいろな市町村や県等で行われているらしいのですが、その中で、この間、協議会で守秘義務ということがテーマになりました。この運営協議会の参加者についての守秘義務は、公務員と同じように課されていると考えていいですか。

○教育指導課長 確認を。公務員と同じようにということですよ。

○坪井委員 はい。

○丹羽教育長 ちょっとそれは確認していただけますか。多分、法令を見ればわかると思うので。お答えは後で。

ほかに何かご質問、ご意見はありますか。

もしなければ、ちょっと申しわけないけれども、次の報告事項に移らせていただいて、後でできたら声をかけてください。

○教育指導課長 はい。

(5) 育成室及び都型学童クラブの新規開設について

(6) 白山東児童館改修工事に伴う対応について

○丹羽教育長 次に、報告事項の(5)と(6)をまとめて説明していただきます。「育成室及び都型学童クラブの新規開設について」と、「白山東児童館改修工事に伴う対応について」です。説明をお願いします。

○児童青少年課長 それでは、まず資料第5号をご覧ください。育成室及び都型学童クラブの新規開設について、ご説明いたします。

育成室の待機児童ですが、依然として高止まりの状況であるため、令和7年4月に新たな育成室及び都型学童クラブを開設いたします。開設する育成室は2の(1)「育成室」が4カ所、(2)「都型学童クラブ」が1カ所となっております。

施設の主な概要を説明いたします。まず、3ページをご覧ください。

こちらは(仮称)誠之第三育成室になりますが、文京学院大学の寮を改修し、開設いたします。なお、こちらの育成室は、次の報告事項でご説明しますが、白山東児童館の隣にある誠之臨時育成室の移転先となります。

続いて、5ページをご覧ください。

(仮称)昭和第一育成室です。※にございますとおり、こちらは建設工事が2カ月ほど遅延しております。その関係で、4月から6月中旬まで、勤労福祉会館の中で運営する予定でございます。

資料第5号の説明は以上です。

資料続いて、資料第6号をご覧ください。白山東児童館改修工事に伴う対応についてでございます。

1「概要」は、白山東児童館の老朽化に伴いまして、改修工事を実施いたします。工事期間中は

施設全体、この建物の中に、1階に区民会館がございますが、そちらは閉じることとなりますが、児童館及び育成室については別の場所で事業を実施いたします。

2「休館期間」は、令和7年7月から令和8年7月まで。

3の休館期間の対応ですが、白山東児童館については、現在調整中ですが、近隣物件で代替の事業を実施いたします。この白山東児童館の中にある白山東育成室については、この児童館の近隣にございます誠之臨時育成室に移転して、その誠之臨時育成室のお子さんたちは、先ほどご説明のとおり、誠之第三育成室に玉突きのような形で移転をする形になります。

4「今後のスケジュール」については、記載のとおりです。

説明は以上です。

○丹羽教育長 報告事項(5)と(6)に関してご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○清水委員 実際、どのくらい、育成室の待機児童がいるのか教えてください。

○児童青少年課長 待機児童数は、令和5年から急増しまして、97人から、令和6年4月1日が93人と、ちょっと高い状況です。令和7年4月に向けては、今、申請を受け付けている最中ですので、今後、正確な数字が出ましたら、またご報告いたします。

○清水委員 そうすると、新たにできる育成室によって、その辺の待機児童が解消されると考えてよろしいですか。

○児童青少年課長 区内全体の定員と、区内全体の申請者の関係でいうと、数はクリアできるのですが、どうしても地域偏在で、つくらなければいけない地域につくれなかったり、そういった状況がございますので、ゼロに向けてさまざま準備はしていますが、ゼロにするにはなかなか難しい状況でございます。

○清水委員 次にお伺いしたかったのが、地域偏在がどうであるかということだったんですが、必ずしもバランスよく育成室が設置されているわけではないということでもよろしいですか。

○児童青少年課長 令和5年に、区内全体のニーズを満たすために10カ所つくりまして、今回はピンポイントで特に重要なところに重点的につくったのですが、それでももっと重要な、例えば窪町地区につくれなかったこともございますので、待機児童の解消は難しい状況でございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

(4) 学校運営協議会設置校の指定について(続)

○丹羽教育長 戻りまして、山岸課長、報告事項(4)の質問に対するお答えですね。

○教育指導課長 先ほどの件ですが、文京区の学校運営協議会の規則がございまして、その第5条に、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とするということで、公務員と同様の扱いになってございます。

○丹羽教育長 坪井委員、よろしいですか。

○坪井委員 はい。

○丹羽教育長 それでは、次に進みます。

(7) 新たな青少年プラザの基本計画(案)について

(8) 中高生居場所事業「AQUABASE (アクアベース)」の実施について

○丹羽教育長 報告事項の(7)と(8)については、これも関連が高いのでまとめて説明させていただきます。「新たな青少年プラザの基本計画(案)について」と「中高生居場所事業「AQUABASE (アクアベース)」の実施について」です。

○児童青少年課長 それでは、資料第7号をご説明いたします。

まず、概要ですが、既にご報告のとおり、中高生の居場所の拡充を図る必要があるため、区内2カ所目となる青少年プラザを旧大塚地域活動センター跡地に建設いたします。なお、この施設内に育成室の併設を検討しておりましたが、先ほど学務課から説明がありましたとおり、そちらの施設の中での整備を検討してまいります。

3「主な意見」ですが、特に中高生から意見をたくさん聞いておりますけれども、(1)のとおり、自習ができるスペースが欲しいとか、ゲームや談笑ができるスペースが欲しいとか、あとは Wi-Fi といったものが特に多かった意見でございます。

4「基本設計の考え方」です。3の主な意見をすくい上げて基本設計の考え方を決めました。(2)、この建物は地下1階から4階の構想になっております。各階をゾーン分けして、緩やかなつながりを持たせた設計といたします。

具体的には次のページをご覧ください。

地下1階から1階が、遊びとか発散を中心としたフロア。2階から3階が、創造とか創作活動を中心としたフロア。4階は集中して作業をする、例えば自習とかをするフロアと分けております。

ただ、階層ごとに使い方が分かれておりますが、例えば途中で吹き抜けを作ったり、スケルトン状の階段をつくることで、回遊性の高い施設を目指したいと考えております。

6「今後のスケジュール」は、4月に今の旧大塚地域活動センターの建物を解体いたしまして、令和8年7月ごろから建設工事をして、令和10年度には開館する予定でございます。

続いて、資料第8号をご覧ください。中高生居場所事業「AQUABASE (アクアベース)」の実施についてでございます。

1「概要」ですが、インキュベーションオフィス「GROWTH 文京飯田橋」に関連したスタートアップと連携して、中高生専用の居場所事業を実施いたします。場所は文京区後楽二丁目。住友不動産飯田橋ビルの1階にあるスタートアップ株式会社イノカのオフィス内で行います。

対象は、区内在住・在学・在勤の中高生世代。開始日は5月7日(水)から。

5「運営日」は、水曜・金曜が15時から19時、土曜日が13時から18時。年末年始は除きますが、祝日は実施いたします。

6「事業内容」ですが、フロアとしては約70平米ございますが、そちらで自習とかゲームとか飲食等ができるほか、イノカという会社は海洋生物を研究している事業者でございますので、海洋生物に特化した職員が常駐しておりますので、専門的なお話を聞いてみたり、そこで自然科学をテーマとした実験教室とかワークショップを定期的を開催する予定でございます。

説明は以上でございます。

○丹羽教育長 それでは、ただいまの報告事項(7)と(8)につきまして、ご意見やご質問はありますでしょうか。

○坪井委員 青少年プラザのほうはイメージできるのですが、AQUABASE というのは、まずは住友不動産株式会社との連携・協力事項の一環という意味がよくわからない。そこでのスタートアップの株式会社イノカの位置づけはどこになるのか教えていただけますか。

○児童青少年課長 区と住友不動産株式会社で令和6年5月に連携協定を結びました。この中では、住友不動産飯田橋ビルが、2階から4階がインキュベーションオフィスの創業支援施設、GROWTH 文京飯田橋というのがあるのですが、その場所を使って、区と住友不動産株式会社でスタートアップの成長を支援するとか、スタートアップとか教育機関等のコミュニティの形成とか、交流促進に関すること、スタートアップによる地域課題や社会課題の解決に関することを進めていく協定をことし6月に結んでおります。

インキュベーションオフィス施設は2階から4階ですが、イノカは1階にあります。なので、インキュベーションオフィスの中には入っていないのですが、同じ建物であるので、1階のイノカと2階から4階の GROWTH 文京飯田橋は日々連携していろいろと事業をしていたりします。そこに関連して、一環として、この居場所事業を実施するものでございます。

○坪井委員 ここを運営するには住友不動産なのですか、それともイノカなのですか、文京区なのですか。

○児童青少年課長 この中高生の居場所事業の運営の主体は区ですが、イノカさんに業務委託をする形です。

○坪井委員 住友不動産はどうかかわるのですか。

○児童青少年課長 住友不動産ビルとは、さっきのスタートアップを支援するという協定を区と結んでおり、スタートアップを応援するという協定なので、イノカはスタートアップですから、その協定の一環でやるということですかね。ちょっとわかりづらいですか。(笑)

○丹羽教育長 要は、イノカという会社が1階にあって、水槽があるようなスペースがあるそうです。今、湯島のほうに b-lab (ビーラボ) がありますが、文京区の形からして、ちょっと行きにくい子たちもいますよね。それで、新しい青少年プラザを令和10年に大塚地域につくるのですが、中高生の居場所は大事だよねということで、ちょっと違う場所にたまたまスペースがあり、住友不動産とも区の連携がありますし、イノカさんも賛成してくれているというか、このスペースがありますよということで、我々も中高生の居場所のスペースが欲しかったというところで、うまくいったということですよ。

○児童青少年課長 区と住友不動産飯田橋ビルは、区内のスタートアップを応援しよう。特に2階から4階にスタートアップの企業が幾つか入っている。そこがメインではありますが、区との協定は、区内全体のスタートアップを応援しようということなので、2階から4階には入っていないのですが、1階にいるイノカもスタートアップなので、その協定の枠組みの中で、今回、スタートアップを使って区の事業をやることで、1階のスタートアップのイノカを応援するというか、かかわっていくという枠組みでございます。

今、教育長が言ったように、イノカのほうから、1階のオフィスの一部に少し余剰のスペースがあったので、そこを中高生の居場所に使ってみませんかという先方のご提案のもと、我々も中高生の居場所を探していましたので、そのニーズがマッチして、今回の事業に至ったということござ

います。

○坪井委員 そのスペースの広さがどのくらいなのかということと、文京区がイノカに賃料を払うのかということと、運営は、さっきのカタリバのように、NPOのような形ではなく会社が運営するということになるんですね。中高生の相談相手とか、そういう人たちはどうなるのか、教えてください。

○児童青少年課長 スペースは、約70平米ぐらいです。オフィス全体は100平米ぐらいありますが、そのうち中高生だけに貸してくれるスペースが約70平米ぐらいあります。賃料については、無償で貸していただけるということです。

今回のこの事業に関する予算は約340万円ですが、ほとんどが人件費です。我々とイノカで話しているのは、この週3日は、イノカのスタッフが仕事をする傍ら中高生を見るのと、あとは大学生を1名雇用するという話を進めています。

湯島のb-labはカタリバというところで中高生の支援をやっています。このイノカは、特にそういった実績はなく、青少年プラザは公の施設で中高生の施設ですが、ここは中高生の居場所事業ということで、カタリバのほうは積極的に中高生の育成に関与していきませんが、ここは本当に居場所を貸すだけで、見守りに近いような事業です。b-labとAQUABASEは、居場所ではありますが、居場所の施設と居場所の事業という形なので、微妙に違うような、使い分けはしております。

○丹羽教育長 多分、テーブルとかを置いて、学校帰りに寄って自習をしたり、ちょっとゲームをしてくつろいだり、そういうところに使ってくださいということですね。そこに見守りがいるというイメージでいいですね。

○福田委員 端的に言うと、イノカさんは何屋さんなのですか。

○児童青少年課長 端的に言うと、海洋、海とか水域の専門家が集まっていて、そういったものを通じて研究事業をやったり、自然環境の教育を学校だとかに普及している、研究と教育活動をやっている会社さんです。

○福田委員 今回のこの話は、どういう経緯でどこから持ち込まれたお話なのですか。

○児童青少年課長 元々、経済課、企画課が区の窓口です。住友不動産株式会社と協定を結んでいますので、日々定期的に打ち合わせをする中で、お互いのニーズがマッチしたというところです。

○丹羽教育長 よろしいでしょうか。

○福田委員 イノカさんとどうつながるのかなと思うんですけど。

○坪井委員 趣旨はよくわかるのですが、子どもたちの居場所は、特に中高生ぐらいになると、居場所は本当に難しい。カタリバのような専門的な中高生の支援をやっている活動の人たちが、本当に子どもたちを見て、相談にも乗り、危ないことをしていた場合には入っていかなければならないということがすごくあります。

似たようなことでもものすごく違うかもしれませんが、トー横キッズの子どもたちの居場所を東京都が作りましたが、そこはすごく大変でした。定員を超えた子どもたちが集まり、その中で子どもたち同士でいろいろなことが起き、事件まで起きてしまった。確かに見守っている人たちはいたしましたが、気づかないうちに若者たちの中で色々起きる。

そうしたことが起きたときに、一体どこがどのように責任をとるのだろうかというあたりが、あ

まりにも見えない。中高生対応の専門家でない会社が居場所だけ置きます、そこに大学生が1人いる。文京区の子どもだから、若者だから、あまり危険がないのかなとは思いつつ、そこでトラブルやクソりのやりとりとか、男女の性的な関係とかが起きてしまったわけですね。ああいうことが起きないのかなと、すごく心配ではあります。

○児童青少年課長 今、委員からの事例もいただきましたが、湯島の b-lab を 10 年間やって、10 年前、建てる前には、あそこで犯罪とか起きるのではないかと、喧嘩が絶えないのではないかとという声もありました。ト一横キッズと比較するわけではありませんが、文京区では比較的、この 10 年間、大きな事件とか、怪我とかも本当に起きていないので、少し安心している部分もありますが、そういった都の事例とかも研究していきたいと考えているのと、ただの見守りだけでなく、カタリバにもいろいろなノウハウとかを、これからイノカのスタッフに研修等を通じて伝えていきたいと考えております。問題が起きないように、区としてしっかり努めてまいりたいと思います。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。では、報告事項（8）までが終わりました。次に進みます。

先ほど報告事項の冒頭で確認させていただきましたが、次の案件については個人情報もございまずので、非公開ということで進めさせていただきます。

第4 その他の事項

○丹羽教育長 第4、「その他の事項」へ行きます。非公開にする前に、その他の事項ということで、毎回ご意見があるかどうかを確認させていただいておりますので、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようであれば、次の案件に進みます。

それでは、この非公開の報告事項をもちまして、本日の教育委員会は終了となりますので、傍聴の方は、これよりご退出をお願いいたします。

（傍聴人退出）

第3 報告事項（続）

（9）いじめの重大事態に係る対応について

○丹羽教育長 それでは、報告事項（9）「いじめの重大事態に係る対応について」。説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料に基づきまして、いじめの重大事態に係る対応について、ご報告申し上げます。

本事案は、令和6年10月中旬に区立小学校で発生した対象児童Aに対する、複数の関係児童から嫌なあだ名で呼ばれることや、避けられる行為等についての事案になります。

対象児童Aは、複数の関係児童から、いじめがあったと訴え、なおかつ欠席が続く状況になったため、重大事態の疑いとして認知して対応した事案になります。

調査は、当該学年の複数の関係児童を対象に行い、それに基づいて聞取調査を行いました。

（4）の対象児童の現在の状況ですが、10月に数日、給食の時間に登校し、保健室で給食を食べ

ました。対象児童の保護者から、自宅でゆっくり過ごすということで、次第に心が落ちついているとのことでした。対象児童は現在も学校に登校できない状況が続いていますが、学校も対象児童・保護者と連絡を取り合いながら、対象児童に寄り添い、学習の保障や復帰に向けた取り組みを提案しております。

5、再発防止に向けた取り組みですが、(1)、学校がいじめを認知し適切に対応するためには、いじめを認知した教職員から迅速に情報を発信されることが重要です。引き続き、教職員間の十分なコミュニケーションを図り、必要な情報の共有と重大事項の発生を防ぐための未然防止、平時から備えるように指導していきます。

(2)、学級担任以外の教員も各学級や状況の把握に努め、児童の不安や悩みなどを感じ取れる認知力を向上していきます。

(3)、児童がいじめを起こさないために、また、いじめを解消するために、特別の教科、道徳や、特別活動などを通じて、どのような行動が必要かを主体的に考え、実践できるように、職層に応じた研修を実施してまいります。

最後に、本件では、学校は対象児童Aや対象児童保護者の思いを受けとめ、関係児童の繰り返しの聞き取りを行いました。関係児童は、行為やそのときの感情について自覚があるものについては認め、謝罪の意を示しております。また、関係児童保護者も「申しわけないことをしてしまった」と反省するとともに、今後も家庭内での引き続きの指導をしていくことを約束しているため、できる限りの対応は行ったものと認識しております。

学校は、対象児童を含む全ての児童が安心して登校できるように、学校から保護者への連絡及び対象児童のケア、学校全体へのいじめを許さないという心の育成について、再度検討し、実施していくように指導してまいります。

以上のことから、再調査の必要はないものと判断しております。

報告は以上でございます。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○坪井委員 学校の関係者、教育委員会の関係者で、被害を受けた子どもさん本人に会ってお話を聞いた方はいらっしゃるのですか。

○教育指導課長 我々指導主事の中で、被害に遭った本人のお子さんとは直接はお話はしていません。

○坪井委員 学校の関係者とかスクールカウンセラーとか、誰かはされているのでしょうか。

○教育指導課長 もちろんです。子どもからは何度も聞き取りを行ってはいます。

○坪井委員 それは子どもさん本人が対応してくれているのですね。

○教育指導課長 もちろんです。

○坪井委員 先生との間で。

○教育指導課長 はい。

○坪井委員 今の状況として、彼か彼女かわかりませんが、学校へ来ていないのですよね。

○教育指導課長 はい。

○坪井委員 その子どもさんと学校関係者は、コミュニケーションを回復するツールを持っていらっしゃるのですか。

○教育指導課長 本人とは、学校の職員もそうですし、管理職のツールというか、直接お話することはできます。それから、家庭の方とも連絡を取り合うこともできます。現在、本人は、学校のほうには行っていないのですが、学習塾のほうには通って勉強しているという状況は捉えています。

○坪井委員 この方は……。

○教育指導課長 小学校5年生です。

○坪井委員 今度6年生になる方ということですね。

○教育指導課長 春から6年生です。

○坪井委員 学校への復帰の希望とかは持っているのですか。

○教育指導課長 今現在は、やはり関係の修復とかという部分で、本人の気持ちもそっちに向いていないため、出席しようという意欲は、現在のところでは見られておりません。

ただ、学校に来るとか、あるいはオンラインで授業をしてみないかとかというところでは、学校のほうからアプローチはしています。

○坪井委員 保護者の方が求めていらっしゃる外部機関を活用した授業等の実施というのはいられるのですか。

○教育指導課長 こちらのほうが、今申した、例えばオンラインでの面談だったり、オンラインでの授業を提案しているのですが、保護者のほうはそういったことも望みながら学校につながっていきたくて考えていらっしゃると思いますが、お子さんの気持ちがなかなかそっちのほうにまだ向かってきてはいないので、今後も引き続き学校のほうからお子さんの気持ちが学校に向くようにアプローチをしていきたいと考えてございます。

○坪井委員 今の文章を私が読み違えていないとすれば、保護者からは安心できる環境の醸成のため学年児童全体に対して外部機関を活用した授業等の実施についての要望があったとなっているので、これは本人ではなく周りの子どもさんへじゃないですか。

○教育指導課長 加害児童も含めた学校全体の子どもについてというところでは、保護者のほうからもそういった提案をいただいています。例えばスクールロイヤーに外部機関という形で学校のほうで講話をしていただくとかということについては、今、教育委員会、我々指導課、学校長のほうで相談をしながら、今後やっていく予定でございます。

○坪井委員 その意味では、保護者が学校との間、教育委員会との間の信頼関係は回復する見込みはあるわけですね。

○教育指導課長 現在のところ、教育委員会と保護者の間では、特段問題なくお話し合いができる状況ではございます。

○坪井委員 では、逆にこれから紛争が激化する危険性はないのですね。

○教育指導課長 そちらはないかと思えます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。福田委員、何かありますか。

○福田委員 大丈夫です。

○丹羽教育長 小川委員も大丈夫ですか。ありがとうございます。

そうしましたら、以上が用意した案件全てになります。

第2回定例会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

(15 : 17)

令和7年2月5日

議事録署名人

教育長

委員